平成２３年（フ）第１４３４号
京都市山科区北花山大林町69番地27
債務者　岡田　眞治
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６９号
京都府八幡市橋本尻江17番地の６
債務者　内𦚰千江子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７０号
京都府八幡市橋本尻江17番地の６
債務者　内𦚰　賢治
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７５号
京都市山科区東野門口町13番地１　山科ハイツ760
債務者　加藤　　勇
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２５号
京都府城陽市水主北ノ口14番地水主団地１棟506号、住民票上の住所京都府宇治市小倉町南堀池48番地の49
債務者　北野　　博
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３２号
京都市上京区今出川通浄福寺西入東上善寺町159番地　コーポ峰402号
債務者　長谷川鮮魚店こと　長谷川洋一
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３８号
京都市右京区西院東貝川町34番地　大藤マンション３－Ｃ
債務者　島次　　守
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５６号
京都市西京区大枝沓掛町12番地53　ウエストヒルタカツカⅡ201号
債務者　関口　五一
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８１号
京都府亀岡市大井町並河２丁目31番７号
債務者　鎌塚　美代
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第８３号
京都府南丹市園部町小山西町大峠１番地23
債務者　島田　裕子（旧姓濵田・新本）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第４３４号
兵庫県高砂市高砂町高瀬町1543番地
債務者　井下　達夫
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５４１号
兵庫県姫路市御立東３丁目17番19号、住民票上の住所兵庫県宍粟市波賀町上野187番地５
債務者　井上　　清
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６１６号
兵庫県姫路市夢前町前之庄766番地180
債務者　内田　真澄
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８１号
兵庫県加東市上中407番地
債務者　神戸　景行
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第８４号
兵庫県西脇市堀町416番地の１
債務者　竹内美智代（旧姓永濱・緒方）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第８６号
兵庫県加西市北条町東高室1161番地の１　県営加西東高室高層住宅１号棟101号
債務者　伊藤妃呂華
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１４４号
北海道室蘭市日の出町２丁目16番５号
債務者　関口　雅之
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
福島県南会津郡南会津町白沢字居平352番地、前住所東京都足立区西新井１丁目32番１号　村木マンション303
債務者　渡部　　涼
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係